

令和7年1月

住宅リフォーム工事標準契約書式集をご購入の皆様へ

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

住宅リフォーム工事標準契約約款の一部追記について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和6年6月の建設業法改正により、同法第19条（建設工事の請負契約の内容）第1項第8号において、契約締結に際して価格等の変動等に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及び変更をする際の請負代金額の算定方法に関する定めをすることが求められております。

上記建設業法の改正に対応するため、住宅リフォーム工事標準契約約款「第10条 工事および工期の変更」に関して、別紙「改正建設業法（令和6年12月施行）対応追記」の通り一部追記を行うこととしました。

つきましては、住宅リフォーム工事標準契約書式集をご購入の皆様には、**今後契約を締結するに当たっては、別紙「改正建設業法（令和6年12月施行）対応追記」を契約書と一体として綴じ込んで契約するようお願い致します。**裏面に綴じ込み例を記載してございますので参考としていただくようお願い致します。

なお、来年度に上記改正内容を含めた住宅リフォーム工事標準契約書式集の改訂を行う予定としております。

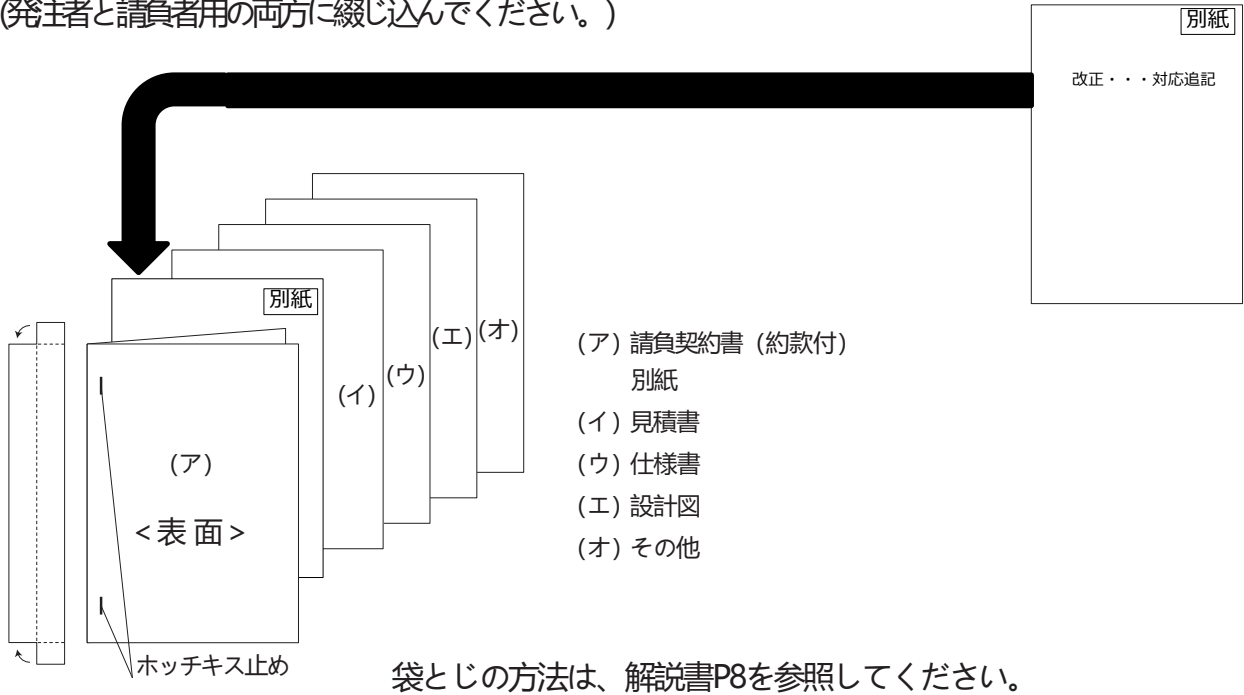
問合せ先：一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
TEL 03-3556-5430

別紙の綴じ込み方

別紙を契約書と一体として綴じ込んで契約書を交付するようお願い致します。

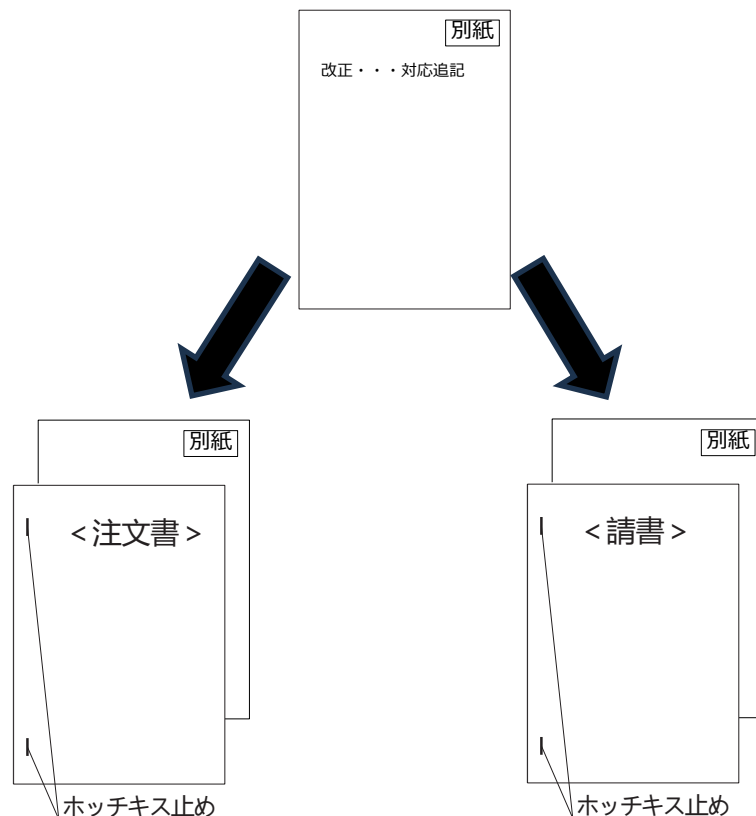
【綴じ込み例】住宅リフォーム工事標準契約書（中・大規模用）

別紙を2部印刷（コピー可）し（ア）請負契約書と（イ）の間に綴じ込んでください
（発注者と請負者用の両方に綴じ込んでください。）



【綴じ込み例】住宅リフォーム工事標準契約書（小規模用）

別紙を2部印刷（コピー可）し、注文書、請書にそれぞれホチキス止めをしてください。



住宅リフォーム工事標準契約書（中・大規模工事用）契約約款
住宅リフォーム工事標準注文書・請書（小規模工事用）契約約款
改正建設業法（令和6年12月施行）対応追記

（対応追記は下線部）

（工事および工期の変更）

第10条 省略

2 省略

3 省略

4 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。